

小金井市防犯指針

(令和8年3月改定)

【策定の主旨】

本市では、平成19年に小金井市安全・安心まちづくり条例（以下「条例」という）を制定し、生活の安全に関する市民の意識の高揚、犯罪防止のための施策に取り組んでいます。

条例は、地域を構成する市および関係機関の責務、市民および事業者の役割を定め、それぞれが取り組むとともに、相互の連携、協働を深め、より効果的・総合的な活動に発展させ、安全で安心して暮らすことのできる市の実現を目的としています。

本指針は、条例の目的を実現し、小金井しあわせプランの目標を達成するための防犯に関する施策の基本的な考えを示すものです。

小金井しあわせプラン（第5次小金井市基本構想・前期基本計画）

◎地域と経済 施策9 地域の安全・安心の向上

成果・活動指標 犯罪の発生件数 【目標（令和7年度）600件】

【近年の状況】

全国の刑法犯認知件数は、平成14年をピークに、以後19年連続して減少し、令和3年には6年ぶりに戦後最少を更新したものの、令和4年には20年ぶりに増加し、令和6年時点で3年連続増加となっております。東京都においても刑法犯認知件数は令和4年度以降増加傾向となっております。本市においても増加傾向となっており、侵入窃盗や自転車盗といった誰もが日常生活の中で遭遇しうる犯罪や、弱い立場にある高齢者を狙った振り込め詐欺等の被害が後を絶たず、手口が多様化するなど予断を許さない状況が続いています。

【地域全体で取り組む安全・安心まちづくり】

核家族化や共働き世帯の増加等の社会環境の変化や犯罪手口が多様化が今後も予想されます。状況が変化しても犯罪に強い社会にするためには、誰もが犯罪に巻き込まれる可能性があるという意識を各々が持ち、備えるとともに、緊急時に連絡や相談ができる顔の見える地域社会であることが重要です。

日常に潜む犯罪を減少させ、市民が安全と安心を実感できるまちにするためには、各々の取組と、地域コミュニティの充実・活性化が必要です。これらを実現するため、本指針を基本とした自助・共助・公助の取組を進めるとともに、市、市民、事業者、警察等が相互の連携を深め、円滑で効果的な防犯協力体制づくりを目指します。

【指針の方向性】

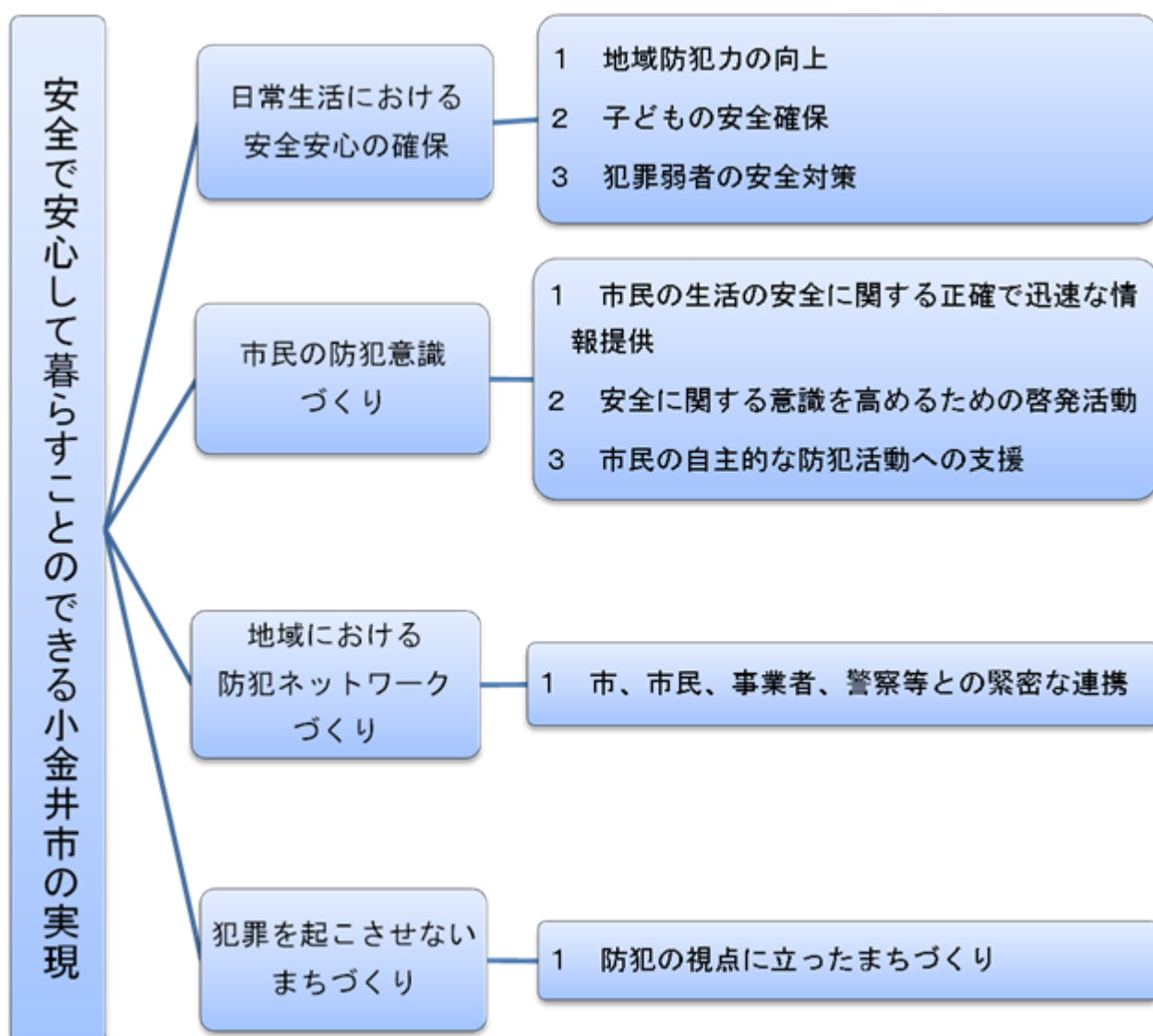
安全で安心して暮らすことのできる小金井市を実現するための取組を体系的に整理し、指針の目指す方向性を大きく4つに分類しました。

- 1 日常生活における安全安心の確保
- 2 市民の防犯意識づくり
- 3 地域における防犯ネットワークづくり
- 4 犯罪を起こさせないまちづくり

《目的》

《方向性》

《施策》



【施策の内容】

1 日常生活における安全安心の確保

日常生活における体感治安の低下を防ぐために、安全安心を確保するための取組を行います。

(1) 地域防犯力の向上

ア CoCoパトロール隊による地域パトロール

青色回転灯を装備した庁用車13台から成るCoCoパトロール隊で、業務の移動等を通じ、地域パトロールを継続して行います。

イ 地域ボランティアによる防犯パトロール

町会・自治会等と連携して地域の防犯パトロール活動を促進します。また、防犯パトロールに必要な防犯資機材の支援を行います。

ウ 事業者による地域パトロール

市内の事業者に対し、子どもの見守りや防犯パトロールの協力要請を行い、犯罪や火災情報の通報体制を拡充します。

(2) 子どもの安全確保

ア こがねいし安全・安心あいさつ運動（こきんちゃんあいさつ運動）

あいさつを通して多くの人が地域に目を向けることにより、子どもたちの安全確保、地域の防犯力の向上を図る運動の周知と協力者の増加を図ります。

イ CoCoパトロール車による子ども見守りパトロール

登下校する時間帯を中心に子どもの安全を確保するため、定期的なパトロールを継続して行います。

ウ 子どもを見守る家（カンガルーのポケット）

関係機関との連携を強化し、子どもが登下校時や地域で危険を感じた時に一時的に避難できる「カンガルーのポケット」の周知と協力家庭や事業所等の増加を図ります。

エ 学校等における安全対策

児童・生徒の危機回避能力を高め、犯罪被害の未然防止を図る教育を充実します。また、保護者や地域住民との一層の連携を図り、児童・生徒等の安全確保に努めるとともに、学校施設等における防犯対策に取り組みます。

(3) 犯罪弱者の安全対策

ア 青少年の犯罪被害防止と健全育成活動の推進

薬物などの犯罪や誘惑の無い、青少年が健やかに育つことができる環境づくりを推進するため、関係機関等と連携した青少年の育成環境の整備や広報・啓発に努めます。

イ 女性の犯罪被害防止の推進

女性に対する暴力の加害者及び被害者になることを防止するための予防啓発を行い、関係機関と連携して被害者の安全確保、支援等を適切に行うよう努めます。

ウ 高齢者や障がい者の犯罪被害防止啓発活動の推進

高齢者や障がいのある人が振り込め詐欺や悪質商法等の犯罪の被害者となることを未然に防止するため、自動通話録音機の貸与や関係機関と連携して、防犯意識の普及、啓発に努めます。

2 市民の防犯意識づくり

市民の防犯意識の啓発と防犯活動を支援する取組を行います。

(1) 市民の生活の安全に関する正確で迅速な情報提供

ア こがねい安全・安心メール、ツイッター

犯罪情報、不審者情報等の防犯に必要な情報や、その他生活の安全に必要な情報の迅速な情報提供を行います。

イ 市報やホームページ等の活用

市報やホームページ等の広報媒体を活用することで、防犯に必要な情報を掲載し、防犯意識の向上に努めます。

ウ CoCoパトロール車による広報

防犯や生活の安全に関する情報等の広報を行います。

エ 防災行政無線の活用

緊急に全市に広報すべき情報や、市民の生命に影響を与えるような場合については防災行政無線を活用した情報提供を図ります。

(2) 安全に関する意識を高めるための啓発活動

ア 市民防犯講習会の開催

関係機関等や外部から講師を招き、防犯に関する講習会を実施し、防犯意識の向上を図ります。

イ 犯罪発生状況等の周知

関係機関と協力し、市内における犯罪発生状況等の周知に努め、身近で発生した犯罪の認知と、防犯への関心を高める一助とします。

(3) 市民の自主的な防犯活動への支援

ア 自主防犯組織等への防犯資機材の支給

自主防犯団体に対し、パトロール用ベスト、腕章、合図灯等の防犯資機材を支給し、地域における安全パトロール活動を継続して支援します。

また、防犯資機材については必要に応じて見直しを行います。

イ 新たな犯罪の態様や関係する法令等の情報提供

新たな犯罪の態様や関係する法令等の情報を提供し、個々の市民や地域

の取組を支援します。

ウ 防犯対策、講座等の周知

自宅や自転車等の鍵かけの徹底等の市民が自ら取り組むことができる防犯対策や、市民が参加できる防犯の講座等の周知を行い、意識の啓発、向上を図ります。

3 地域における防犯ネットワークづくり

市、市民、事業者、警察等と緊密に連携し、防犯ネットワークづくりのための取組を行います。

(1) 市、市民、事業者、警察等との緊密な連携

ア 防犯ネットワークの充実

町会・自治会、PTA、商店会等の地域団体と市、警察等が協力しながら、安全で安心なまちづくりを推進するため、防犯ネットワークの充実を図ります。また、自主防犯団体等を対象に市の新しい防犯施策の広報や、意見交換を行う場を設けます。

イ 小金井市安全・安心まちづくり協議会

安全・安心まちづくり条例に基づき、市民の代表者、関係機関（警察・消防）、関係団体等の代表者などからなる、「小金井市安全・安心まちづくり協議会」により、安全で安心なまちづくりのために必要な施策の協議を行い、施策の効果的な推進を図ります。

ウ 虐待防止のための対応ネットワークづくりの推進

高齢者や障がいのある人、子どもなどへの虐待を未然に防止するとともに、虐待の早期発見・早期対応を図るため、関係機関や団体等が緊密に連携したネットワークづくりを推進します。

4 犯罪を起こさせないまちづくり

防犯の視点に立ち、犯罪を起こさせないまちづくりに取り組みます。

(1) 防犯の視点に立ったまちづくり

ア 街路灯の整備

交通の安全確保及び歩行者等の安全を図るため、街路灯の適正な維持管理及び必要箇所への設置に努めます。

イ 公園・道路等の防犯性の向上

犯罪を未然に防ぐために、公園をはじめとした都市施設の死角を排除し、適切な維持・管理により、安心して暮らせるまちづくりを進めます。

ウ 駅周辺放置自転車対策

歩行者等の交通障害や自転車盗難の防止のため、自転車駐車場の整備に努めます。

エ 公共の場所における防犯カメラの設置

地域団体が防犯カメラを整備する事業に対し、小金井市防犯設備整備事

業補助金を交付することにより、公共の場所における防犯のための見守り活動を推進し、地域の防犯環境の整備促進に努めます。また、市や地域団体等が犯罪の予防を目的として公共の場所に向け設置した防犯カメラについて、市民等の権利利益を保護するため、小金井市防犯カメラの設置及び運用に関する条例に基づき、適正な管理及び運用を図ります。

オ 暴力団排除活動の推進

暴力団排除条例に基づき、市、市民等及び警察その他関係機関の連携・協力により、暴力団排除活動を推進します。

カ 防犯に関する情報の発信

防犯活動を契機とした地域コミュニティの充実、活性化のため、町会・自治会等の取組紹介や、防犯に関する催しの周知等の情報発信に努めます。

■ 本指針による効果の確認

各施策については継続を基本としますが、犯罪発生状況や犯罪に対する市民意識を踏まえつつ、随時、重点的な取組については見直しを図ります。

付則

平成29年3月改定

令和2年 3月改定

令和4年11月改定

令和8年 3月改定